

佐渡市町村合併協議会分科会設置要綱

(設置)

第1条 佐渡市町村合併協議会専門部会設置要綱(以下「要綱」という。)第9条の規定に基づき、要綱第6条第5項に規定する分科会の組織、所掌事務及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、佐渡市町村合併協議会事務局長(以下「事務局長」という。)の指示を受け、佐渡市町村合併協議会規約(以下「規約」という。)第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(構成及び組織)

第3条 分科会の構成及び委員は、別表のとおりとする。

(役員)

第4条 各分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 分科会副会長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員職務)

第5条 分科会長は、会を代表し、会務を総理する。

2 分科会副会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、専門部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、事務局(各班)が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月7日から施行する。

この要綱は、平成15年3月14日から施行する。